

件名	愛媛県森林環境譲与税基金条例
主管課	森林整備課
根拠法令等	

【制定の概要】

森林環境譲与税を原資とする基金の設置

1 設置

市町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の支援等を図るために要する経費の財源に充てるため、森林環境譲与税を原資として、森林環境譲与税基金を設置する。

2 積立額

一般会計歳入歳出予算で定める額

3 管理

現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管

4 運用益金の処理

収益は、予算に計上して、基金に編入

5 処分

目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

6 繰越運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

施行日	平成31年4月1日
-----	-----------

【その他参考事項】

○ 基金の用途

森林整備を実施する市町の支援等に要する経費に使用

- ・ 森林管理支援センター事業
- ・ 新たな森林管理システム担い手育成事業
- ・ 新たな森林管理システム森林情報整備事業